

水戸市テレワーク導入促進補助金

市内に事業所を構える中小企業者のみなさまへ
テレワーク導入のために必要な電子機器等の購入費用に対し

最大30万円を補助します！

**補助金の交付を受けた事業所については、水戸市のホームページにて
テレワーク推進事業者として掲載させていただきます。**



◎補助対象者

市内に事業所があり、新たにテレワーク（事業所以外の場所において業務を行うための勤務形態）を導入する中小企業者。

◎補助対象経費

- (1) webカメラ、ヘッドセット、Wi-Fi機器等の設備の購入に係る費用
- (2) ソフトウェアの購入に係る費用
- (3) その他（PC本体、スマートフォン等のテレワーク以外の業務にも使用できるものは含まれません）



対象項目の詳細は水戸市商工課商工労政係までお問合せください。

◎補助金額

補助対象経費の2分の1（最大30万円）

※1,000未満の端数が生じた際には切り捨てとなります。

(例) webカメラ5台 10万円 + ヘッドセット5個 3万5千円 + ソフトウェア 10万円 = 23万5千円

1/2

(補助額) 11万7,000円



◎お問い合わせ

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番地1号
水戸市産業経済部 商工課 商工労政係
Tel:029-232-9185 (直通) Fax:029-232-9232

制度の詳細は
こちらから



<https://www.city.mito.lg.jp/page/78022.html>



◎補助事業の流れ

1. お申込み



2. 内容の審査



3. 交付決定



4. 実績報告、補助金額決定



5. 補助金請求、振込



6. 経過報告（1年後）

◎必要書類

- (1) テレワーク導入促進補助金交付申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 定款、登記事項証明書など、市内で事業を営んでいることがわかる資料
- (4) 市税等完納証明書
- (5) 見積書（補助対象経費に記載したもの全て）

◎注意事項

事前に以下の条件に当てはまることをご確認ください。

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化などに関する法律第2条に規定する業種でないこと
- (3) 水戸市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2に規定する合力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと